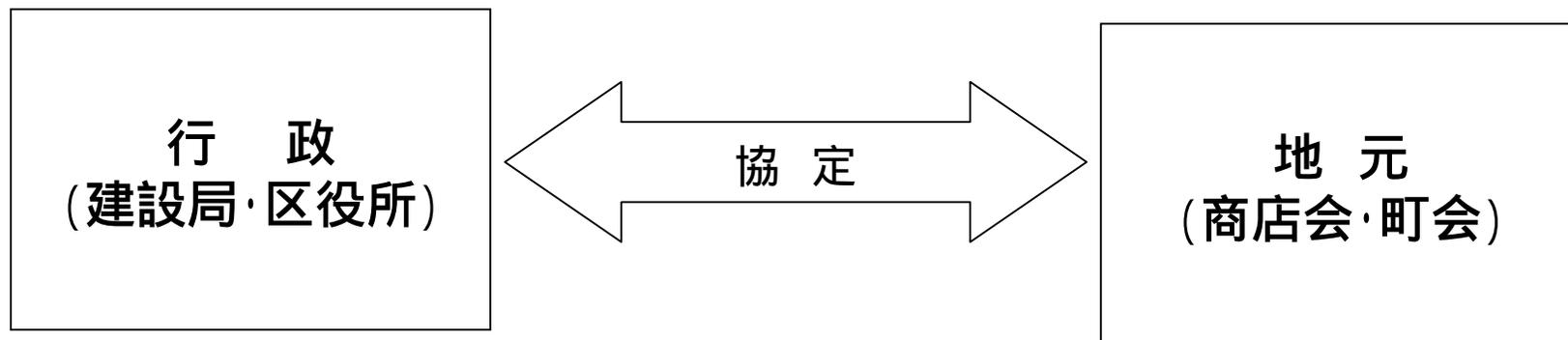


「(仮称)自転車まちづくり協定」のイメージ



協定内容のイメージ

- ・地元事業者による駐輪施設を整備(従業員・来客用など)
- ・地元事業者が設置している駐輪施設の活用
- ・地元事業者による従業員等への自転車利用自粛の取組み
- ・自転車利用者に対する指導・啓発活動を地元と行政が協働して実施
- ・放置自転車の撤去方法に関する行政と地元との協議
- ・放置自転車の撤去作業への地元の立会